

CITIZENS FORUM for RENEWAL

No. 106

1999年7月号

(社)行革国民会議 東京都千代田区麹町2-3 麹町ガーデンビル9階 電話03-3230-1853 FAX3230-1852

<http://www.mmjp.or.jp/gyoukaku>

行革国民会議ニュース

政権の安定と政策論議の停滞

小淵内閣が誕生して1年になる。発足当初は「凡人」とか「冷えたピザ」など、気の毒な位に期待の薄い内閣であったが、1年後の今はどういうわけか不支持率を遙かに上回る支持率をマークしている。

その原因は、ともかく体面には拘らないということだろう。宮沢氏に三顧の礼をとって蔵相に就任を依頼し、その発案になる金融再生法案を9月の金融国会では野党の要求をほとんど丸呑みにして修正した。財政構造改革法はあっさり凍結し、10月にはかの地域振興券構想を手引きとして公明党と仲良くしながら、他方では11月には自由党と連立内閣構想を出している。

その手際の良さはまことに鮮やかなもので、その結果、年明けに始まった第145国会は、予算はさっさと通る、中央省庁や地方分権関連の法案も難なく通る、はては昨年から持ち越しの難物法案であるガイドライン法案は成立し、通信傍受法案も住民基本台帳法案も衆院は通過して参院でも可決の見込みである。さらには、1月末の広島校の校長自殺を契機にして、国歌・国旗法案も急遽上程し、これも成立する見込みである。国会法も改正して、憲法調査会も設置されることになった。誠に達成率の高い内閣である。しかも、年初から事実婚であった自自公3党体制を正式に3党連立内閣に仕立て上げることとなった。

政権は不安定よりも安定の方がいいだろう。特に現在のように経済が本調子でないときには、政治が

安定していることは大事なことである。しかし、政治が安定していることと政策論争が政治の場で真剣に戦わされるということとは違はずである。今回成立した(あるいは成立見込みの)法案のそれぞれには、ひとによって賛否が分かれるのは当然である。政治というのは、そうした意見の相違を政党間の論争にして、その過程で合意形成を目指す仕組みである。そうした論議を国会という公開の場で行わず、談合によって取り決めて最初から数で押してきたのでは、政治とはいえない。

経済の世界では、業者間の談合は独禁法違反である。これは消費者の選択の自由を奪うからである。また、競争がイノベーションを促進するからである。政治の世界にも同じことがいえるのではないか。政治的選択に自由は保障されているのであろうか。今国会はきわめて効率の良い運営をしたかのごとくであるが、政治や政党に対する一般人の割り切れなさ、不信を残したのではないか。

国債の大量発行やバラ撒き行政、年金・医療改革の先送りなど、急場凌ぎに行ったことの後始末をこれからやらなければならない段階に入りつつある。当然、さまざまな考え方・方法があり得るわけであるが、これが今のように十分な議論もなくアレヨアレヨという間もなく決められたのではたまらない。

政権の安定は結構だが、どうかこれが政策論議の停滞にならないように願いたい。(並河 記)

目次

1	政権の安定と政策論議の停滞	1
2	ヨーロッパにおける国民国家の行方 立教大学教授 宮島 喬	2
3	情報公開法の成立を迎えて 情報公開法を求める市民運動から新たな局面へ	9
4	事務局より	10

ヨーロッパにおける国民国家の行方

立教大学教授 宮島 喬

以下は6月25日の総会における宮島教授の講演要旨です。

1 一つの国家の姿に似てきた(?) EU

私の専門は社会学ですが、この学問は、経済学でもなく法学でもなく一般には馴染みの少ない分野に属します。研究しておりますのは、ヨーロッパの民族問題とかマイノリティーの問題ですが、より専門的には「移民」の問題を扱っております。

ただ今日はこのことには触れません。今日は、「EU」(ヨーロッパ連合)は一体どのような共同体であるのか、そしてこれは市民とどのような関わり方をもっているのかというようなことを中心に話したいと思います。

ところで、まずEUというものがひとつの国家の姿に似てきたということについてお話ししたいと思います。今までEUは、大変不完全な組織でありました。1997年にアムステルダム条約が調印されて、これが本年5月1日に発効しました。それより前、マーストリヒト条約が92年に調印されて、93年1月1日から発効しましたが、これは皆さんもご存知だと思います。アムステルダム条約というのは、このマーストリヒト条約を補完して具体化するというのが目的であります。これによって共通外交政策を強化するということが出てきました。

またこの6月にケルンでEUのサミット(首脳会議)が開かれましたが、EU軍を創設することで大体、大国が一致しました。ここでいう大国とはフランス、ドイツ、イギリスを始めとする諸国家です。今までEUには、外交政策を担当する外交機関というのはなかったのですが、外務大臣が集まっているいろいろなことを決定していく閣僚理事会を設け、その事務局長に事実上外交の代表権を与えようというようなことがここで決まりました。

単一通貨が生まれ、ヨーロッパ軍ができる、外交政策ができる、外務大臣が任命されるというようなことで、EUは一つの国家のような体裁をとるようになってきたのです。もちろん制度的な統一はまだ不十分であります。たとえばオプトアウト(opt out)ということがいわれ、国によっては参加する

政策と、しない政策があることをこのように言っております。イギリスあたりは単一通貨統合には参加しません。また今申し上げたヨーロッパ軍の創設に対して、オプトアウトする国もかなり出てきそうです。というのも、ヨーロッパの中には中立国があるからで、具体的には、オーストリア、スウェーデン、ベルギー、アイルランドなどの国家がこれに当たります。

2 国民国家を希釈してきたEC、EU

EUが国家らしさを持つようになると、15カ国の加盟国の主権はEUに委譲されるわけですから、今度はおのこの国家が国家らしさを失うということになります。特にこのことを象徴的に示すのが、単一通貨の導入です。統一した通貨になるということは、おのこの国家が自国の通貨を持たないということですから、通貨管理が各国では行えなくなるということの意味します。したがって、関税主権、農業政策の主権などにつづいて通貨主権もEUに譲渡されてしまったということになります。これを称して国民国家の解体、あるいは弱体化といったりされております。

ところで国民国家は英語ではネイション・ステイトといわれますが、これは19世紀始めから20世紀前半までのヨーロッパの国々の共通の形態でありました。一定の国境線で区切られた領土がある、国民という存在がある、そして主権を有する国家というものがある。領土と国民と主権という三位一体のものが国民国家といわれたのです。ヨーロッパの国々は過去約100から200年間このような国家でありましたし、日本も明治以降一応このような国家であったといえると思います。

ところが20世紀後半になってくると、国家というものが相対化されてくる。たとえば国際機関、国連のようなものができてきます。あるいはさまざまな国際条約ができます。そうすると国家主権というものが無制限ではなくなってくるのです。関税権を

放棄した自由貿易圏というものが至るところに出てきました。古くはベネルックス、今日の北米自由貿易地域など、国民国家の主権というものが制限されてくるようになってきました。また、人の自由移動をある程度認める場合には国境線で区切られた領土という観念が弱まって参ります。

ただこれらと比較すると、EUの力は格段に違います。国民国家を相対化するという意味では、これは格段に力をもっているということです。今EUの加盟国は15カ国ですが、人の行き来は自由であります。国境の検問はほとんどのところで廃止されており、また域内では労働許可証が必要なくなっており、従来からスペインなどの南部からヨーロッパ北部へ移民労働があったわけですが、これが93年1月1日から自由になり、労働許可証は要らなくなりました。

また職業資格というものを相互に認定し合っています。たとえば医師とか看護婦とかはいずれも域内で資格が通用します。EUの場合はこれ以外にも美容師、理容師、弁護士の資格を相互に認めようということになっています。実際、このように資格の自由を認めないと域内の他国に自由移動ができるといっても、仕事ができないわけです。

さらに地方参政権が93年1月1日に認められました。この地方参政権は市町村レベルですが、域内の外国人は投票でき、しかも被選挙権も認めるといことになりました。

つまり国民国家に風穴があくようになってきたということです。私はこのような現象を国民国家の解体でこそないが、希釈という現象であると捉えています。もちろんイギリスのようにオプトアウトしてアラカルトでEUに参加するというような国家もあるのですが、全体としては国家がもっていた主権のカベに、通風孔があいて国家間の風通しがよくなったということです。

3 国民から民族へ - 「私はスコットランド人だ」「私はカタロニア人だ」

ところが最近面白いことが起こりました。フランスで欧州議会議員選挙が行われた時に、緑の党が約10%の票を集めましてヨーロッパ議会にかなりの議員を送り込むことになりました。この選挙は比例代表制ですが、そのエコロジストの党のリストのト

ップにダニエル・コーンバンディという人が載りました。彼は、ドイツ緑の党の活動家であり、その昔フランスで学生生活を送り、五月革命のリーダーであった人です。なぜ彼がフランスから議員に選出されるというようなことが可能であるのかということですが、これは不思議なことですが、今のヨーロッパ市民権の下ではこのようなことが起こりうるわけです。

さて国民国家というものの壁が薄くなってきて、そして国民国家の主権というものが相対的に弱まってくるというようなことが国家に起きてきました。一方国民側では、フランス人とかドイツ人とかというように、今までと同様に国家の区別があるようにも見えます。しかし、今述べたように、ダニエル・コーンバンディというドイツ人が、フランスで（ダニエル・コーンバンディという名前で）選挙に出てくるようになったことに表れているように、国民の側も実は変わってきたということがいえるのではないかと私は思います。

今ではヨーロッパの国民のアイデンティティーには三つのレベルにあるといわれます。つまりそれは三層化しているということです。一番下位レベルでは地域アイデンティティーがあり、その上に国民アイデンティティーがあり、そして三番目にヨーロッパ人というアイデンティティーがあって、所属感が三つになってきているということです。ですからこのコーンバンディという人などはまさにヨーロッパという所属感で動いている人であると私は思います。

一番下位レベルの地域というところからヨーロッパを見てみますと、民族とかその固有の文化とか言語というものがそこでは強いようです。最近特にこのようなものが国民と比較して表に現れてきたように私は思います。たとえば自分は「バスク人」である、「カタロニア人」であるといったりして、自分のアイデンティティーを表現する機会が増えたということです。

片方ではヨーロッパ化する人が出てくる、また片方では地域化、民族化の方向が出てくるというように双方向が出てきたという感じがいたします。ヨーロッパとは民族的多様性が大きいのです。民族・言語構造の多様度を数値化して見てみますと、日本は民族的には同質的である（数値は0.03）ということになります。ところが、ベルギーが0.54、スペイ

ンが 0.44、スイスが 0.56 で、これらの国家は 1 より近いですから多様であるということになります。デンマーク、ポルトガルでは数値がそれぞれ 0.05、0.01 と低いのですが、総じてヨーロッパの国々は民族的多様性が高いということになります。

そういうわけですから、民族に何らかの表現の多様性を与えるとか、民族に何らかの自治を認めるということなしには国家を統治できなくなってきたというところが見られます。

4 イギリスで進められている分権化（デヴォリューション）

イギリスで進められている分権化はそれを代表的に示しています。EU の国々の中でも、内部の多様性が大きくて分権的な国としてイギリスをあげることができます。イギリスはイングランド、スコットランド、ウェールズそして北アイルランドから成り立っています。イギリスの国旗は三つの十字架から成り立っていますが、これも地域を代表する三つの十字架の組み合わせからできております。地域からなるアイデンティティーという大変な誇りをおのおの国民はもっております。たとえばウイスキーなども「イギリス産」といってはいけませんで、「スコットランド産」といわなければいけないのです。ちなみにスコットランドは 1707 年まで独立の王国でした。イギリスというと国民の全員が英国国教会の信徒であると思われる方もあるかと思いますが、実は事実はまったく違っていて、イングランドとウェールズが主として国教徒でして、スコットランドはプロテスタントの中のカルバン主義者で、長老派教会信徒が多数です。また北アイルランドもカルバン主義者です。イギリスは成文法を持たない慣習法の国家であるといわれますけど、実はあれはイングランド法なのです。スコットランドは慣習法ではなくて、成文法なのです。したがって訴訟の手続きなどは違うわけです。日本から見るとスコットランドはイギリスの中の一地域ということで同様に見られますけど、そういう違いが両者にはあります。

ブレア労働党政権は本年 7 月 1 日をもってスコットランドとウェールズに議会を開催させることを決定いたしました。住民投票を行った上で議会が成立したということです。スコットランド議会、ウェールズ議会とができて、それぞれの地方には教育と

か福祉とか文化とか地域開発に関するの権限が大幅に委譲されるということです。なぜブレア政権は中央の権限を弱めるような改革に乗り出したのかということですが、理由は一つしかないののでして、それはブレアがスコットランドの分離行動を何とか阻止したい、何とか卒をはめたいと念じ、そのためにはもう議会の認めるしかないということであったと考えられます。

スコットランドには有力な地域政党があります。このスコットランド国民党が 1980 年代の終わりにいきなりインディペンデンスということをはじめたわけです。「独立」です。しかし完全な独立ということではありません。それは、ヨーロッパの中での独立ということでありまして、EC の一員としてやって行きたいということを出したわけです。加盟はもちろん現状では不可能なことですけどその本意は、ロンドンを通さずに他のヨーロッパの国々と交わりたい、経済的、文化的交流をしたい、ということであったのです。

このようにスコットランドは文化的な独自性、制度の独自性、法体系の独自性、宗教の独自性をもっているわけです。ヨーロッパ統合が進んできたのだから何もイギリスの中のサブ地域として留まっている必要性はないのではないかということになってきました。かつて大英帝国があったころは、スコットランドもこれによって繁栄したわけで、たとえばグラスゴーの造船はこのころ大変繁栄いたしました。ところがその後こういうメリットがなくなってきて、そのためにヨーロッパ統合にあわせてその一員になるという方向が出てきたということです。

そしてもう一つ、イギリスでウェールズという地方は、「独立」こそ言いませんが非常に明確に言語の権利を主張しはじめました。ウェールズ語というのは英語とはまったく異なる言語です。ここでは言語に対して意識が高いわけのでして、政府も 1967 年にウェールズ言語法というのを制定しまして、ウェールズ地方では英語とウェールズ語は対等であるということになりました。ウェールズ語の教育ではなくて、ウェールズ語で教育するということが認められたわけです。

ウェールズ語を習得して一体何に役に立つのかということですが、これは大学進学とか就職にはほとんど無関係です。しかしかれらはこれに情熱をかけているわけで、その熱意は神秘的なほどです。ウ

エールズでは地域に住んでいる人の大体20%がこの言葉を使います。

5 多文化空間の保障：文化的多様性こそがヨーロッパの命

多文化空間の保障はヨーロッパ文化の考え方の基本として、ウエールズの例が代表的です。国民国家並立からヨーロッパ統合へという方向に進んできたのですが、文化的多様性を維持するという、もっと強めるということは同時にいわれてきたことでありまして、制度は統合するけど文化は多様性を保持したいというのがEUの考え方です。ドロール前EU委員長が文化的多様性こそがヨーロッパの生命である、あるいはこれを売り物にしなければいけないといっています。

またEUの公用語はいくつあるかといいますが、11言語が公用語になっています。したがってEUの会議での言語は11か国語の同時通訳になっています。このためにブリュッセルには3000人の通訳がいますが、それだけコストをかけても、これを一言語にしようというようなことは出てこない。もしそうすると、ヨーロッパの多様性という問題に抵触してくるわけです。

また少数言語の保持が当然行われておりまして、ウエールズ語であるとか、カタロニア語であるとかバスク語であるとか、こういうものを保護し、使用を促進しようという動きが出ております。

6 国民国家に代わる共同体を求めて：人の移動の自由、欧州市民権、欧州議会、地域委員会

さて国民国家に代わる共同体を求めてということですが、EUという政治共同体はどのような特徴をもっているかといいますが、内部では人の移動が自由で、地方参政権が認められているということです。欧州議会への投票権も認められているのです。これを欧州市民権といっております。市民権とは従来国家の中における国民の権利というように考えられてきましたが、今では国境を超えた市民権を保障していることを意味します。そして欧州議会がある。地域委員会というものもある。欧州議会で選出される議員は600人をこえます。地域委員会とはヨーロッパの地方自治体の代表、189人が構成する委員会

です。これは委員会とはいいますが、実質的には議会に近いものです。このようなものをマーストリヒト条約で作ったのですが、なぜ作ったかということ、欧州議会では国家レベルの政党が出てくるのですが、それだけでは困るというのが、ここでのポイントです。民族とか、地域とかのような声が上がって来ないといけないということになるのです。ここにはたとえばスペインのカタロニア州からの代表が二人くらい入っております。このようになってきますと、欧州議会と地域とか民族を代表する会議ができたということでありまして、こういうところが注目に値します。

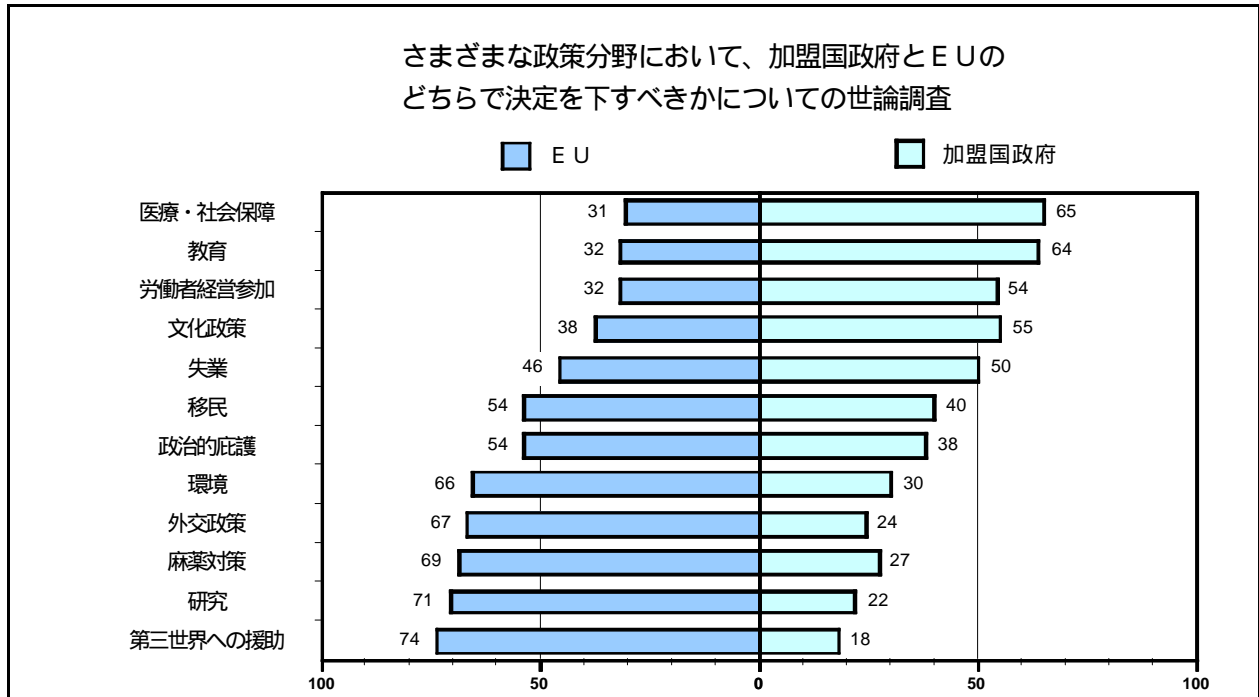
さらにEUにはもう一つ、所得再配分の機能をもつ、構造基金というのを持っておりまして、これはいろいろな基金の総称ですが、後進的な地域に配分しまして地域開発を促進し、地域格差を縮めるといようなことをやっています。この構造基金の援助による開発事業はヨーロッパの至るところで見られます。

こういうことを通じてかなり地域格差の是正をやってきました、80年代の終わりに先進国のデンマークとポルトガルの間では国内総生産で5対1くらいの格差があったのが、今では2対1くらいに縮まっているのです。このように国民国家に代わる共同体の体を為しつつあるという感じがします。これに加えて外交政策、EU軍を、そして通貨統合が始まるということです。

もう一つ、EU法という法体系がありまして、これを法源としましていろいろな係争が処理されます。すなわち、EU裁判所がありまして、ここで紛争処理されます。EUを実質的に担っているのは、国籍を超えたヨーロッパ市民であるといわれ、その意識は未だそんなに高いわけではありませんが、徐々に定着してきたということは言われます。国家内で開発が十分にできない場合にはEUにプロジェクトを提出してEUから補助金をもらうということも普通に行われております。

7 国家は求められているのか、不要になるのか

では一体ヨーロッパで国家というようなものは求められているのかということですが、フランスとかイギリスとか、ドイツとかいうような、このような国家はもちろん存続すると思います。21世紀を



eurobarometer40,1994 より

展望してもそういう国家は存在するだろうと思います。ただ機能は、おそらく縮小していくと思います。

上の図はEUの市民に対して行われた世論調査の結果です。さまざまな決定に対して加盟国政府とEUとどちらで行ったら良いかをたずねていますが、これによりますと、従来国家の基本的機能とみなされてきた通貨とか防衛とか外交のような項目が、国家にやらせるのではなくて、EUにやらせるというようになってきています。

では国家に求められているものは何かということですが、その最大のものは社会保障です。具体的には福祉と教育です。ということは、古典的な国家は、防衛、外交であり通貨のようなものを取り扱ってきたのですが、これで見るともうそういうことではなくて、国家の役割は社会保障にありということになってきたのです。ここでみると医療、社会保障、労働そして文化というようなものです。きわめて興味ぶかい変化といえましょう。

8 EUのアキレス腱：経済格差と「民主主義の赤字」

さてEUの弱いところ、問題点は経済格差と「民主主義の赤字」といえましょう。経済格差は縮小に向かいつつあるとは言えやはり大きいです。お

よそ2対1くらいの格差があるようです。こういう経済格差を是正しないと統合は進まない。たとえば環境政策で統一した基準を作ろうと思っても、格差があると、たとえば、デンマークとかドイツのように大変厳しい環境基準を要求するところとギリシアやポルトガルのように、緩やかにしてほしいというところでは一致点がないわけです。ただ、経済格差が大きいため先進国に移民が流出するという現象は大体終わりました。経済格差が縮小されたということの現れであると思います。

もう一つの「民主主義の赤字」ということですが、これはいまだに欧州議会というのは権限が弱いということに象徴されます。完全な立法機関になってないということです。今EUの実質的立法機関は何かというと、大臣の会議、閣僚理事会です。欧州議会は最近強化されてはきましたが、未だ立法権を握っているというのにはほど遠い状態です。各国民が今感じているのは、国の権限をEUに委譲したけど、欧州議会がこんなに弱いのであれば、われわれは民主主義を放棄して、いまだにそれに相当するものを取り戻していないということです。これを称して「民主主義の赤字 (democratic deficit)」といっています。これがEUの機構上の弱さといわれる所以です。通貨に関する権限は委譲した、そこで国権の最高機関で通貨のことに対する審議をすることは

できなくなったわけです。しかし欧州議会にいてもそこでは権限が弱いから権限はないという状態になっていて、これは深刻な問題です。

では、これからEUはどのようにして民主主義を実現するのかということです。工夫としては地域委員会を作ったりしていますが、基本的には欧州議会をきちんと立法権を持った立法府として位置づけるといった改革をしていかなければいけないということになるのであると思います。

地方分権というものがEUにはあるかということですが、EUには地方公共団体に当たるものはありません。分権のしくみが不明確であるということです。それを何とかしようということで、マーストリヒト条約で、「補完性」原則というものが導入されました。これはEUが排他的に行える領域の事項についてはEUが行い、それ以外の領域についてはEUはむやみに介入してはいけない、EUがよりよく達成できるような項目に限ってのみ立法し、介入できるということです。

9 国民国家をどう超えるか - EU、東欧、日本を比較しながら考える

最後に国民国家をいかに超えるかということですが、EUと日本を比較しながら考えると、各国家は存続しているし、各国家の政府も機能している。しかし内実をみると、国民国家の横の関係では国家を超えるものも出てきているということです。

一方東欧の状況は、むしろ反対であります。東欧は今国民国家を作ろうとしているわけで、だからコソボは独立したいわけです。これは単一民族国家を作りたいということです。西ヨーロッパの民族はそうではなくて、国家の垣根が低くなってきて、そこで国を超えて活動しようということです。しかし東欧とは方向が逆であるといえましょう。

最後に日本ですが、東アジアの中で共同体を作ればとは思いますが。韓国大使の小倉氏が、日本と韓国の間で自由貿易地域は可能であるということをしばらく前言われたけど、そういう声が初めて出てきたということです。しかしその前に日本には、韓国や中国に対して戦争に対する責任の表明とか謝罪、そして補償を進めるという課題が残っていると思います。

【質疑応答】

質問 日本は、ガット交渉で国際化の波に押されて米の市場を開放した。やがては農産物に加えて金融にもそのような国際化の波は米国からも要求されて来るだろうと思っていたのだが、政治家にそのようなことを言っても当時は通じなかった。このところへ来て壁に当たっているというような状況だ。日本では、グローバリゼーションとアメリカナイゼーションとを一緒にして、反米とか嫌米とか言っているが、アメリカナイゼーションがなくても日本ではグローバリゼーションは起こったであろうと思う。その辺りの考え方を聞かせてもらいたい。

宮島 ECができた当初は、ソビエトでもなくアメリカでもない第三極が目指されました。この状態は80年代まで継続されたと思います。ところが、89年のベルリンの壁の崩壊以降、ECの役割が広がってきました。東欧もEUに加盟したいといってくるようになった。冷戦終結後、アメリカの規模、人口以上にヨーロッパというものが大きくなっている状況があります。つまりEC発のグローバリゼーションという可能性がないわけではないと思われます。ただ、旧ソ連の中央アジアの諸国は果たしてアメリカに向いているのか、ヨーロッパに向いているのかその辺りは定かではありません。いずれにしてもヨーロッパの果たす役割がアメリカに拮抗してくるような状況にあります。

質問 アメリカ的なグローバリゼーションとヨーロッパ的なグローバリゼーションとを峻別するものは、たとえば社民主義とか福祉国家論とかという点になるのか。

宮島 ケインズの経済運営という議論がヨーロッパでは当然視されています。脱社会主義で一挙に自由化した東欧でも、競争だけではなくて、安全とか保障を志向するようになってきています。もう一つ、ヨーロッパ的グローバリゼーションはローカルスタンダードをもっと追求していくのではないかと思います。たとえばそれぞれの民族とか宗教とか文化というようなものを重視するのであると思います。

質問 一つはヨーロッパでなぜこのように早く国民国家を超える動きが出てきたのか、二つ目は国民国家とグローバルイゼーションという二つの潮流の中で、アメリカという国家はどのように位置付けられるのか。

宮島 前者については、直接的要因は二回の世界大戦が起きたということであったと思います。チャーチルが1946年にチューリッヒ大学で、ヨーロッパは一つにならなくてはいけないという趣旨のことを述べるのです。イギリスの伝統的勢力均衡論者の彼をしてそのように言わせたのは、やはりヨーロッパについて相当に深刻な危機感があったのであろうと思います。

もう一つは、確かにヨーロッパでは国民国家が並立していたのではあるが、各国に共通の文明的基礎があったということです。たとえばローマ法とかキリスト教がそうです。また国境を超えて人が交流することが頻繁に行われてきたということも無視できません。

アメリカという国民国家は、移民から成り立っており、ヨーロッパの国民国家とは異なり、国家を超えようという動きは顕著ではありません。もちろん経済的な連携で国境を低くしようということがあります。たとえばNAFTAがそうです。ただアメリカの国家に対する考え方には、歴史的な違いが大きいです。今のところ国民国家を弱めようという方向には向いていません。

質問 アジアではヨーロッパのような共同体が可能であるのか。

宮島 たとえばASEANのような自由貿易圏を東南アジアでつくることは不可能ではないと思っています。その際先ほど述べたように日本の過去の戦争に対する謝罪が必要になってくるとは思いますが、もう一つは日韓関係です。たとえば韓国は「日韓覚書」以来、在日の韓国人に対して選挙権を与えるようにという主張をしています。この背景には日本に在日韓国人が多数居住しているという事実がある。このようなことがきっかけになるということも考えられます。

質問 日韓の民族的な違いというのは、ヨーロッパ

で比較するとどの程度のものか。

宮島 韓国人と日本人との違いは、ヨーロッパ人からみればおそらく同じファミリーであると思われるのではないかと思います。過去の問題が解消できれば一緒に行動できる国であると思います。

質問 韓国と日本についてであるが、民族問題というよりも、日本が第二次大戦の後始末に関して勝手に問題を背負い込んでしまったのではないか。つまり戦争責任を取って天皇が退位する、戦争時の政治家が戦後政治に携わるようなことをしないというようなことが行われていれば、この問題がこのように尾を引くことにはならなかったのではないか。

宮島 それについては、ドイツとフランスの関係の例が参考になります。政治指導者たちはお互いに理解し合っているいい関係を築いてきたということですが、庶民レベルでは必ずしもそうではないということをよく耳にします。フランス人の中にいまでもドイツ人が嫌いであるという人は結構多いようです。過去を率直に見つめ指導者同士の信頼をまず築くこと、時間をかけて民衆同士の交流を進めること、これが大切でしょう。

質問 ヨーロッパの司法システムはどのようになっていくのか。

宮島 ヨーロッパはアメリカほど訴訟社会ではありません。したがって訴訟に持ち込むという方法ではなくて紛争を解決するというで問題の解決が行われていると感じます。なお、法体系が異なる国家同士の紛争になると手に負えないというようなことは起こってくる可能性があります。私が接した法律家によると、大陸内ではあまり問題はないといっていますが、イギリスとの紛争は法体系が違うのでむずかしいということのようです。EUの司法はこのような問題について一体どのように処理をしているのかを考えているのか。この点は重要です。

質問 コソボ問題を背景としてイギリスとアメリカの関係は、仮にブレアとクリントンとの個人的関係という問題を割り引いたとしても、これからヨーロッパの統合問題に対して幾ばくかの圧力になると考

えられるが、これについてはどのように思われるか。

宮島 推測の域を出ない話しになりますが、なぜ NATO の下にアメリカはユーゴに対する空爆を行わなかったのかといえ、それはクリントンが、自らの弾劾問題をそらそうとしたということもあったのではないかと思います。もう一つは、積極的だったイギリスに関してですが、通貨統合で乗り遅れているイギリスが、5月1日のアムステルダム条約発効に際して、EU軍創設に関し、その主導的プレゼンスを提示しておきたかったからではないかと推測します。

質問 EUの成功には対米関係が重要ではないかと考えられますが、その場合ブレアが米国とEUの間で調整的な機能を果たしうるのか。つまりアメリカも納得した上でのヨーロッパ統合ということですが、

その場合イギリスはどのようにその力を発揮しようとしているのか。

宮島 イギリスは従来NATO重視で来ましたが、ブレアが欧州軍に対して積極的になってきたのはNATO離れでもあると思います。アメリカとして、ブレアの欧州軍への熱意は実は、ありがたいというように考えているのかも知れません。NATO軍の維持はアメリカにとってもその負担は計り知れないものがありますし、その代行を欧州軍が行ってくれることは寧ろ歓迎していることなのかも知れません。

ただ心配なのはイギリス式のやり方がヨーロッパの将来の外交防衛政策に出て来ると、ドイツ、フランスなどは、EU内の合意を重視していくやり方の国ですから気になるのではないのでしょうか。また、先に述べたように中立国も戸惑いをみせるでしょう。

情報公開法の成立を迎えて

情報公開法を求める市民運動から新たな局面へ

情報公開クリアリングハウス
室長 三木 由希子

1999年5月にようやく成立した情報公開法により、その法律の制定を求めて1980年に設立された「情報公開法を求める市民運動」は当初の目的を果たし、一つの区切りを迎えた。もちろん法律には不十分な点もあるし、今後情報公開をめぐる課題がないわけではないが、ともかく市民運動としては20年目にしてその活動に一つの区切りがついたことになる。そこで、このたび組織名の改称と組織改編をし、7月1日より再出発をしたところである。

組織改称・改編の意義

「情報公開法を求める市民運動」（以下、旧市民運動）は組織改称・改編により、法律の「法」の字をとって「情報公開を求める市民運動」（以下、新市民運動）と改称して組織を存続させ、同時に旧市民運動の調査研究や出版・研修などの事業部門を独立

させて「情報公開クリアリングハウス」（以下、クリアリングハウス）を新設し、NPO法人認証の申請をして法人格を取得することとした。

この組織改称・改編の意図は、情報公開制度を使いこなして行くための態勢づくりを進めることにある。旧市民運動は、会員からの会費や出版・研修などの事業収入によりその活動を維持してきたが、今後、情報公開法の施行や急速に進む条例の制定・改正の中、これまで以上に情報の収集や調査研究などを通じたより情報発信が必要になってくる。同時に、法・条例を市民が活用し問題提起、政策提案などを行って行く上で、これまでと同様に一部の個人、あるいは少数の真摯な努力にまかせるだけでなく、このような活動をサポートして行く体制の確立が必要である。こうした活動を進める基礎体力づくりをするための基盤整備を進めていきたいと考えている。

「人」と「情報」の交流を深める

具体的には、組織改称・改編により、両者の役割分担を明確にしていくことに、その目的がある。今後、新市民運動は、特殊法人の情報公開法や国立公文書館、情報公開法施行4年後の見直し、全国的に進む情報公開条例の制定・改正などに対する意見表明やシンポジウム・集会の開催、市民向け学習会の開催、制度を利用する市民のサポート・アドバイスなど、旧市民運動の活動を発展・継続させていくことになる。言うなれば、市民による法・条例の利用支援などや意見表明を通じて、人の交流を図る場として位置付けている。

一方、クリアリングハウスは、これらの活動の前提となる情報公開に関する先進的な事例などの調査・研究で収集した情報を、市民・議員・自治体など広く提供することにより、情報公開の一層の拡充を目指すものだ。言いかえれば、手形交換所・情報センターを意味するクリアリングハウスという名の通り、情報の交換を進めていくことを主な活動に位置付けている。また、情報の交換は国内にとどまるものではなく、海外NGOとの提携を進め、国境に関わりなく情報公開の拡充を目指すこともその活動として位置付けている。

制度を「使いこなす」ために

クリアリングハウスでは、情報公開の拡充を目指すため、すでに具体的な活動として「情報公開基金」を創設し、広く寄付を呼びかけている。

情報公開制度の意義は、不服申立てや裁判を通じて非公開の是非を争い、第三者の判断を求めることができる点にあるといえる。事実、情報公開条例では、非公開になった場合に不服申立てや裁判を通じて争うことにより、不合理な処分が取り消されるな

ど公開範囲を確実に拡大されてきた。

こうしたリーディング・ケースの蓄積は、情報公開法にも必要であるが、開示請求手数料や閲覧手数料、不服申立てや裁判で争う中でかかる時間的・金銭的な負担がかかることは容易に予想されるところだ。このような費用の一部を情報公開基金がサポートし、さまざまな分野で情報公開の先進的な事例を創り出し、政府や自治体における情報公開の拡大に貢献して行きたいと考えている。

また、新市民運動では、先進的な事例を創り出す、主体的に情報公開制度を利用する担い手を増やすため、「情報公開士 養成講座」をこの4月から始めている。情報公開制度を実際に活用し、行政や社会の政策形成に主体的に関わって行く市民が増えることにより、情報公開制度の多様性・可能性が開花すると思うからだ。

情報公開法制定という大きな節目を迎え、これから問われてくるのは、私たち市民がいかに制度を使いこなすかである。クリアリングハウスと新市民運動がそれぞれの役割を果たすことで、ささやかながらその一助になりたいと考えている。これまで以上に、多くの皆さんのご協力とご支援をお願いしたい。

三木 由希子 (情報公開クリアリングハウス)

〒160-0005

東京都新宿区愛住町3貴雲閣ビル108

t e l 03-5269-0943 f a x 03-5269-0944

e - m a i l ZAT00350@nifty.ne.jp

《事務局より》

1 前号で、今後の国民会議の財政基盤の見通しが深刻な状況であることを書きましたが、それを見て何人もの方々から、心配してお問い合わせがありました。有り難うございました。「意あれば自ずから途あり」を信じて、努力していくつもりです。

2 7月は恒例の年表整理で手一杯でしたので、ニュースの発行が遅れましたことをお詫びいたします。

3 間際となりましたが、8月6日(金)3時から5時まで、四谷の弘済会館にて総会を開きます。決算のご報告(7388円の黒!)のあと、宮内義彦規制改革委員長のお話を伺うことになっております。どうか、ご出席下さい。